

## 日本原電・東海第二発電所の再稼働の中止と廃炉を求める意見書

6月19日、国の原子力規制委員会において、原子力発電所の新しい規制基準の施行に向けた骨子が公表されたが、同日、日本原子力発電株式会社は、茨城県東海村にある東海第二発電所のフィルター付きベント装置と防潮堤の設置工事に着工したことを発表した。

しかし、日本原電は、立地である東海村を含め、周辺市町村の事前の了解もないまま、自分たちだけの判断で再稼働に向けた工事の着工を行ったことから、周辺自治体や周辺住民は強い憤りを感じているところである

東海第二発電所は、営業運転開始から34年が経った老朽化した原子力発電所であることから、国の原子力規制委員会のより厳しい新基準に照らした安全確保は非常に困難であると考えられ、再稼働には疑問と不安を抱くものである。

新基準では、地元の理解を重要視しているが、日本原電が周辺自治体をないがしろにしているうえ、UPZ（緊急時防護措置準備区域）の見直しに伴う30キロメートル圏内における住民の安全確保の体制も充分でない現状では、東海第二発電所からわずか16.51キロメートル（水戸市役所までの距離）に位置する水戸市として、再稼働を認めることはできない。

よって、政府においては、日本原電・東海第二発電所の再稼働の中止と廃炉に向け、下記の事項について積極的に取り組むよう強く要望する。

### 記

1 日本原電・東海第二発電所については、営業運転開始から34年が経った老朽化した原子力発電所であり、国の原子力規制委員会のより厳しい新基準に照らした安全確保は非常に困難であると考えられることから、再稼働を中止することを決定し、廃炉に向けて具体的な計画を立て、速やかに実施をさせること。

2 福島第一原子力発電所の事故について原因の徹底究明と検証を行い、日本原電・東海第二発電所について、稼働しない間もその教訓を生かした施設の防災対策を十分に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣     あて（各通）  
環境大臣  
内閣官房長官  
衆参両院議長

水戸市議会議長 田 口 文 明